

## ○ 目黒区長期計画審議会条例施行規則

昭和 50 年 6 月

目黒区規則第 56 号

改正 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 70 号

平成 10 年 12 月 22 日規則第 99 号

平成 12 年 3 月 31 日規則第 47 号

平成 15 年 4 月 1 日規則第 23 号

平成 30 年 11 月 1 日規則第 59 号

## 目黒区長期計画審議会条例施行規則

東京都目黒区長期計画審議会条例施行規則（昭和 44 年 8 月東京都目黒区規則第 34 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、目黒区長期計画審議会条例（昭和 44 年 6 月目黒区条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき委嘱する。

- (1) 区議会議員 8 人以内
- (2) 区内関係団体の構成員 11 人以内
- (3) 学識経験者 6 人以内
- (4) 区内に居住する者（前 3 号に掲げる者を除く。） 5 人以内

（小委員会等）

第 3 条 目黒区長期計画審議会（以下「審議会」という。）は、審議の効率的な運営を図るため、小委員会及び専門部会を置くことができる。

2 小委員会は、小委員会及び専門部会を置く場合にあっては審議会の基本方針に沿って各専門部会間の調整を行い、小委員会のみを置く場合にあっては審議会における審議事項に係る調整を行う。

- 3 専門部会は、付託された事項につき調査及び研究を行う。
- 4 小委員会及び専門部会（以下「小委員会等」という。）の委員は、前条に定める委員のうちから会長が指名する。

（一部改正〔平成10年規則99号〕）

第4条 小委員会に委員長及び副委員長、専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 委員長・副委員長・部会長及び副部会長は、当該小委員会等の委員が互選する。
- 3 委員長及び部会長（以下「委員長等」という。）は、当該小委員会等を招集し、それぞれの議事を整理する。
- 4 副委員長及び副部会長は、当該委員長等を補佐し、当該委員長等に事故があるときは、その職務を代理する。

（関係者の意見聴取等）

第5条 審議会及び小委員会等は、必要があると認めるときは、学識経験者その他関係者の意見を聴き、又は助言を受けることができる。

- 2 前項の規定による学識経験者その他関係者の招請は、会長が行う。

（説明員の出席要求）

第6条 会長又は委員長等は、事案に関し説明又は意見を述べさせるため、区に勤務する職員に対し、審議会又は小委員会等への出席を求めることができる。

- 2 前項の職員は、会長及び委員長等の申し出により区長があらかじめ指名する。

（庶務）

第7条 審議会及び小委員会等の庶務は、企画経営部政策企画課が担当する。

（一部改正〔平成12年規則47号・15年23号〕）

（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年11月1日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 ( 平成 10 年 12 月 22 日規則第 99 号 )

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 ( 平成 12 年 3 月 31 日規則第 47 号 )

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 ( 平成 15 年 4 月 1 日規則第 23 号 )

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 ( 平成 30 年 11 月 1 日規則第 59 号 )

この規則は、公布の日から施行する。